

2026年度 明治大学法科大学院 論文試験問題

【刑事訴訟法】

以下の【事例】を読んで【設問】に答えなさい。

※各自で解答用紙に設問番号を記入して解答すること。

【事例】

Vを被害者とする殺人事件の捜査の結果、Vの交際相手であるXが逮捕され、その後、勾留された。

Xは、逮捕後の取調べから、「Vとの別れ話から喧嘩になり、Vを誤って刃物で刺してしまった。」旨の供述をしながらも、凶器の刃物を捨てた場所については明らかにせずにいたところ、勾留4日目に行われた取調べにおいて、「市内にあるA川の土手に埋めたが、詳しい場所は説明できない。行ってみればわかるはずだ。」という供述をするに至った。当日の天気予報によれば、市内には約1時間後から雨が降り始め、翌日未明にかけて記録的な降水量になるとの情報があり、A川の氾濫も危ぶまれたことから、捜査主任である警察官Kらは、直ちに車両を手配する等、Xを連れてA川に行く準備を開始した。

その頃、Xの弁護人Bは、Xとの2回目の接見を申し出たが、Xらの出発の準備が間もなく整うことを理由として、即時の接見が認められなかつた。Kは、Bに対して、翌日9時からの接見を打診したが、予定が整わなかつたため、Bの時間的調整がつく翌日13時から接見を行うこととした。

その後、勾留満期日を迎えると、Xは、Vに対する殺人の訴因で起訴された。

【設問】

- (1) Kによる接見指定の適法性について論じなさい。
- (2) 証拠調べの結果、裁判所が、Xに殺意はないとの心証を抱いた場合、訴因変更の手続を経ずに傷害致死の事実を認定することが許されるかについて論じなさい。